

外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務及び入国・在留手続の窓口業務の委託契約の解除について

法務省入国管理局

1 事案概要

市場化テスト（民間競争入札）として実施している外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務及び入国・在留手続の窓口業務（以下「本件委託業務」という。）の受託業者であるアイエーカンパニー合資会社から、平成24年6月29日付け「委託業務に関する通知について」が東京入国管理局長及び大阪入国管理局長あてに提出され、7月1日以降、当該業務の遂行が困難である旨の申し出があった。

このような状況に至った理由については、健康保険料等を滞納し、日本年金機構から差押予告通知を受けているほか、同社の事務所等に国税局の査察が入り、消費税の申告漏れ等について調査が行われており、従業員の給料も全額支給できないほど経営状況が悪化し、今後、会社として存続していくかも目途が立たないとのことであった。

2 当局の措置方針

本年7月2日以降は同社において本件委託業務が実施されておらず、下記3のとおり、臨時に国が実施している状況にある。また、同社の状況を総合的に判断すると、同社が東京入国管理局等で受託している本件委託業務を継続的に実施することができないことは明らかであり、このことは競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）第22条1項第1号ニに該当することから、契約の解除を行うこととする。

なお、契約の解除は、法第22条第3項に基づく官民競争入札等監理委員会の議を経た後、速やかに行うこととする。

（契約状況）

- ・外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務委託（3庁）
東京入国管理局，東京入国管理局横浜支局，大阪入国管理局
- ・入国・在留手続の窓口業務委託（2庁）
東京入国管理局，東京入国管理局横浜支局

3 解除後の対応方針

本件委託業務の契約解除後は、適切な業務継続を行う必要があることはもとより、既に業務委託を前提とした官側の体制であることから、速やかに新受託者による業務委託に移行する必要があるため、そのためには早急に新受託者を選定、契約を行い、研修等を実施することが不可避であることから、契約期限を平成24年度末とする随意契約により契約を締結することとしている。

なお、新受託者を選定し、円滑に業務を実施させるまでの間は、国において本件委託業務を確実に実施する必要があることから、現受託者の業務従事者を東京入国管理局等の非常勤職員等として採用するとともに、必要に応じて職員も動員するなど、申請者等に掛かる負担を最小限に抑える態勢で臨むこととしている。

また、平成25年度の対応については、今回の事態はもとより契約解除前の本件委託業務及び他の地方入国管理局で実施している委託業務に係る市場化テストの実施状況も踏まえ、新たな市場化テストを実施することをも含め、早急に検討を行うこととする。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）（抄）

（契約の締結等）

第二十条 国の行政機関等の長等は、第十三条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）の規定により民間事業者を落札者として決定した場合には、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項及び申込みの内容に従い、書面により、官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）の実施に関する契約を締結し、当該対象公共サービスの実施を委託するものとする。

2 省略

（契約の解除等）

第二十二条 国の行政機関等の長等は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。

一 公共サービス実施民間事業者が次のいずれかに該当するとき。

イ～ヘ 省略

ト 第二十七条第一項の規定による指示に違反したとき。

チ 省略

二 第二十条第一項の契約に従って対象公共サービスを実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき

2 国の行政機関等の長等は、前項の規定により契約を解除するときは、前章に定めるところによる新たな官民競争入札若しくは民間競争入札の実施又は国の行政機関等が対象公共サービスを実施する措置その他の当該対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 国の行政機関等の長等は、前項の規定による措置を講じようとするときは、官民競争入札等監視委員会の議を経なければならない。

4 国の行政機関等の長等は、前二項の規定による措置を講じたときは、遅滞なく、その旨、その内容及びその理由を公表しなければならない。

（報告の徴収等）

第二十六条

1～3 省略

4 国の行政機関等の長等は、第一項の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容及び当該措置を講ずることとした理由を、遅滞なく、官民競争入札等監視委員会に通知しなければならない。

（国の行政機関等の長等の指示等）

第二十七条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 前条第四項の規定は、前項の規定により指示をした場合について準用する。

（不動産登記法等の特例）

第三十三条の二 法務大臣は、次に掲げる登記所の業務（以下この条において「特定業務」という。）を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。

一～十三 省略

2～5 省略

6 法務大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、期間を定めて、公共サービス実施民間事業者の実施する特定業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一～四 省略

五 公共サービス実施民間事業者が、第二十七条第一項の規定による指示に違反したとき。

7 法務大臣は、前項の規定により特定業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨、その理由、当該公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称並びに当該停止を命じた特定業務の内容及びその期間を、官民競争入札等監視委員会に通知するとともに、遅滞なく、公表しなければならない。

8・9 省略